特定非営利活動法人
八王子ワークセンター定款

第１章　総　　則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人八王子ワークセンターという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都八王子市千人町二丁目７番５号に置く。

２　前項のほか、従たる事務所を東京都八王子市犬目町６番地奥富ビル２Ｆに置く。

（目的）

第３条　この法人は、八王子という地域に密着した活動を行うことによって、障害者の希求する就労の場等を創出し、等しく就労の機会を提供すると共に、これに伴う必要な事項を支援し、障害者の社会参加を通じて社会的自立と生活の向上に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法　」という。）第２条の別表１号に掲げる「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」に係る活動を行う。

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

（１）販路開拓・製品開発等による障害者団体の支援事業
（２）八王子市障害者就労・生活支援センター事業及び障害者就業・生活支援センター事業
（３）環境・リサイクル分野における障害者雇用事業
（４）障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
（５）障害者総合支援法に基づく地域活動支援センター事業
（６）障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業
（７）児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
（８）その他、目的達成に必要な事業

第２章　会　員

（会員の種別）

第６条　この法人の会員は、正会員及び賛助会員の２種とし、正会員をもって法 に定める社員とする。

（１）　正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人及び法人又は団体
（２）　賛助会員　この法人の目的に賛同して事業を支援する個人及び法人又は団体

（入会）

第７条　正会員として入会する者は、この法人の定める入会申込書に所定事項を記入し、申し込むものとする。

２　賛助会員として入会する者は、第２項に示す入会申込書により所定事項を記入し、申し込む

ものとする。

3　この法人の代表は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を承諾し、この旨を本人に通知するものとする。

（会費）

第８条　会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

（退会）

第９条　会員は、この法人が定める退会届を提出して、任意に随時退会することができる。

（会員の資格の喪失）

第１０条　会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

（１）　退会したとき

（２）　除名されたとき

（３）　死亡又は失踪宣言を受けた時

（４）　会員である法人又は団体が解散、破産又は消滅したとき

（５）　会費を１年以上納入せず、催告に応じないとき

（除名）

第１１条　会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。

（１）　この法人の定款又は規則等に違反したとき

（２）　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2　前項の規定により会員を除名する場合は、その会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（会費の不返還）

第１２条　会員がすでに納入した会費は返還しない。

第3章　役　員

（種類及び定数）

第１３条　この法人に、役員として理事及び監事を置く。

2　役員の定数は次のとおりとする。

（１）　理事　　１０名以上　　１５名以内

（２）　監事　　２名以上　　３名以内

3　理事のうち、１名を代表、１名を副代表とする。

（選任）

第１４条　理事及び監事は、総会において正会員（法人又は団体等の場合は、その代表者又は、代表者が指名した者とする。以下に同じ）のうちから選任する。特に必要があると認められる場合は、理事にあっては２名、監事にあっては１名を限度として、正会員以外の者の選任を妨げない。

2　代表及び副代表は、理事会の互選とする。

（職務）

第１５条　理事のうち代表は、この法人を代表し、その業務を総括する。

２　副代表は、代表を補佐し代表に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

３　理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会、理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。

４　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）　理事の業務執行の状況を監査すること

（２）　この法人の財産の状況を監査すること

（３）　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること

（４）　前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること

（５）　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産について、理事に意見を述べること

（任期等）

第１６条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず前任者又は他の現任者の残任期間とする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、第１３条第２項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

（欠員の補充）

第１７条　理事又は監事のうち、その定数が３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第１８条　役員が、次の各号の一に該当するときは、総会の議決により解任することができる。

（１）　心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき

（２）　職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があるとき

２　前項の規定により役員を解任するときは、議決の前にその役員に弁明の機会を与えるものとする。

（報酬等）

第１９条　役員は、総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第４章　会　議

（会議の種別）

第２０条　この法人の会議は、総会、理事会の２種とし、総会は定期総会及び臨時総会とする。

（会議の構成）

第２１条　総会は正会員をもって構成し、理事会は理事をもって構成する。

（総会の権能）

第２２条　総会は、以下の事項について議決する。

（１）事業報告及び決算
（２）事業計画及び予算
（３）役員の選任又は解任
（４）定款の変更
（５）解散及び合併
（６）会費の額
（７）会員の除名
（８）資産の管理の方法
（９）解散における残余財産の帰属
（１０）その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第２３条　定期総会は、毎年１回開催する。臨時総会は理事会又は正会員の３分の１以上から書面により請求があったとき、開催する。

（総会の招集）

第２４条　総会は、第１５条第５項第４号の場合を除き、代表が招集する。

２　総会の招集は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の７日前までに通知しなければならない。

（定足数と議長）

第２５条　総会は、正会員総数の過半数の出席により成立し、その総会に出席した正会員の中から議長を選出する。

（総会の議決）

第２６条　総会における議決事項は、第２４条第２項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の３分の２以上の同意があったときは、この限りではない。

２　総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

４　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において正会員全員が書面又は電磁的方法、ファックスにより同意の意思表示をしたときは当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（総会での表決権等）

第２７条　各正会員の表決権は、平等なものとする。

2　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法、ファックスをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、第２５条、第２６条及び第２８条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第２８条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　日時及び場所

（２）　正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法、ファックスによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（３）　審議事項

（４）　議事の経過の概要及び議決の結果

（５）　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２名以上が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第２９条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第３０条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

（１）　総会に付議すべき事項

（２）　総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第３１条　理事会は、次にあげる場合に開催する。

（１）　代表が必要と認めたとき。

（２）　理事総数の２分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第３２条　理事会は、代表が招集する。

2　代表は、前条第２号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第３３条　理事会の議長は、代表がこれにあたる。

（理事会の議決）

第３４条　理事会における議決事項は、第３２条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会での表決権等）

第３５条　各理事の表決権は、平等なものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第３６条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　日時及び場所

（２）　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

（３）　審議事項

（４）　議事の経過の概要及び議決の結果

（５）　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が記名押印又は署名しなければならない。

第５章　資産及び会計

（資産の構成）

第３７条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）　設立当初の財産目録に記載された財産

（２）　会費

（３）　寄付金品

（４）　財産から生じる収益

（５）　事業に伴う収益

（６）　その他の収益

（資産の管理）

第３８条　この法人の資産は、代表が管理し、その方法は総会の議決を経て代表が別に定める。

（経費の支弁）

第３９条　この法人の経費は、資産をもって支弁する。

（事業年度）

第４０条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）

第４１条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

（事業報告及び決算）

第４２条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（会計処理の基準）

第４３条　この法人の会計は、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

第６章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第４４条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の３分の２以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

２　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第４５条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）　総会の決議

（２）　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）　正会員の欠亡

（４）　破産手続開始の決定

（５）　所轄庁による認証の取り消し

２　前項第１号の事由により解散するときは、正会員総数の３分の２以上の議決を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（合併）

第４６条　この法人が、合併しようとするときは、総会において正会員総数の３分の２以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第４７条　この法人が、解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

第７章　雑　則

（公告の方法）

第４８条　この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

（事務局）

第４９条　この法人に、事務を処理するための事務局を置く。

２　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

（細則）

第５０条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

附則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
２　この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとし、任期は平成１３年３月３１日までとする。
３　この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から平成１２年３月３１日までとする。
４　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、設立総会で定める。
５　この法人の設立当初の会費は設立総会で定める。
６　この定款は、２００４年９月２４日から施行する。
７　この定款は、２００５年１１月１１日から施行する。
８　この定款は、２００８年２月１９日から施行する。
９　この定款は、２００８年１０月２４日から施行する。
１０　この定款は、２００９年１０月２９日から施行する。
１１　この定款は、２０１０年１２月１５日から施行する。
１２　この定款は、２０１１年４月１日から施行する。
１３　この定款は、２０１２年１２月１８日から施行する。
１４　この定款は、２０１３年１１月１８日から施行する。
１５　この定款は、２０１５年８月２４日から施行する。
１６　この定款は、２０１６年９月２１日から施行する。
１７　この定款は、２０１７年１２月１１日から施行する。
１８　この定款は、２０１８年９月１１日から施行する。
１９　この定款は、２０１９年７月３０日から施行する。
２０　この定款は、２０２６年５月２８日から施行する。

別　表　　設立当初の役員

役職名	氏　名
代　表	若本　清
副代表	大島千春
副代表	富岡浩明
事務局長	立川定克
会　計	太田千江子
運営委員	上田テイ
運営委員	長田英理
運営委員	貝瀬明美
運営委員	柿下良充
運営委員	小林文雄
運営委員	小林良三
運営委員	鳥家多喜子
運営委員	鳥潟順子
監　事	清原啓憲
監　事	吉田祐司